

新制度にかかる県内市町の準備状況について

1. 条例等

(1) 条例

基準名 / 対応時期	9月議会	10月	11月	12月議会
特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	26	1	1	1
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準				
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準				

(2) 規則等

基準名 / 対応時期	8月	9月	10月	11月	12月
保育の必要性の認定基準 48時間～64時間の範囲で下限時間を定める。	1	12	10	3	3

条例対応: 3団体

2. 子ども・子育て支援事業計画

	設定	一部検討中	検討中
量の見込み	23	4	2
確保方策	12	4	13

<参考>

○県が制定する条例の検討状況

次の条例については、11月定例会議への上程を予定しています。

条 例 の 名 称	施行年月日 (適用年月日)	主な制定(改廃)内容
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案	平成27年4月1日 (予定)	幼保連携型認定こども園について、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府、文部科学省及び厚生労働省令第一号)に基づき、基準を制定。
認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案	平成27年4月1日 (予定)	幼保連携型認定こども園にかかわる記載を削除。
三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案	公布日から施行	改正認定こども園法第二十五条において、県に条例で幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止等の命令及び認可の取消について調査審議するための審議会その他の合議制の機関を置くことが規定されたため、当該機関が設置できるよう、三重県子ども・子育て会議に部会を設置する旨を規定する。
三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	平成27年4月1日 (予定)	子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)が平成26年4月30日に一部改正されたため、改正内容について、当該基準に基づいて制定された県条例に反映する。